

証券コード 5132
2023年1月6日
(電子提供措置の開始日2022年12月30日)

株 主 各 位

東京都世田谷区北沢2丁目6番10号
仙 田 ビ ル 4 階

株 式 会 社 pluszero

代表取締役
会長兼CEO 小 代 義 行

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第5期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。「view more」より、「第5期定時株主総会招集ご通知」を選択の上、ご覧ください。

当社ウェブサイト <https://plus-zero.co.jp/ir>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「pluszero」または証券「コード」に「5132」(半角)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年1月24日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2023年1月25日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 北沢タウンホール
東京都世田谷区北沢2-8-18 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第5期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本株主総会にご来場される株主様（特にご高齢の方や基礎疾患のある方）は、ご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきたくお願い申し上げます。なお、発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2023年1月25日(水曜日)午前10時開催**
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、本招集ご通知をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **2023年1月24日(火曜日)午後5時30分到着分まで有効**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 **2023年1月24日(火曜日)午後5時30分まで**

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし(<https://evote.tr.mufg.jp/>)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※スマートフォンをご利用の株主さま

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。



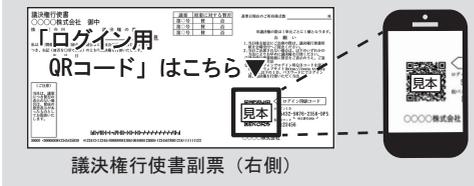
- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 書面とインターネット(パソコン、スマートフォン等)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

- スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。
- 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
- 2回目以降のログインの際は、下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・ 仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

- #### 2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

- #### 3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力

ログインID (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード (半角)

ログイン

パスワードを変更する場合は、ログインIDおよび現在ご登録されたパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

「ログイン」をクリック

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

(添付資料)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社はAIを中心としてIoT・ロボティクス・自然言語処理・ハードウェア等の各種テクノロジーを統合的に活用したソリューションを提供する「ソリューション提供事業」を展開しております。

また、当社はArtificial Elastic Intelligence (AEI) というコンセプトの下、継続的に特定の分野にフォーカスして、技術検討、開発を行っております。AEIとは、機械が人間のように意味を理解できるようになることを目指す技術であり、その意味理解の深さによって、最終的には、「特定のジャンルに限定することによって、人間のようにタスクを実行することが可能なAI」の実現を目指しています。

当社は収益の「継続性」と「高成長性」を実現することを重要視しながら、「ソリューション提供事業」を展開しております。「ソリューション提供事業」は、サービスの性質に基づいて、以下の表のように、「プロジェクト型」と「サービス型」に分類しております。

大分類	ビジネス概要
プロジェクト型	<ul style="list-style-type: none">顧客の経営問題の解決や課題の達成のための相談と具体的なサービス・システムの設計、開発及び保守運用までをワンストップで提供。顧客の要求仕様を満たすサービス・システムをプロジェクト単位に契約して契約の期間内に納品・顧客の経営問題に対して中長期的にコミットしながらエンジニアやコンサルタントの稼働やノウハウを安定的に提供。
サービス型	<ul style="list-style-type: none">業務提携先に対する「仮想人材派遣」関連技術に関する技術情報の提供や開発ライセンス・利用ライセンスの供与や関連事業・サービスの立上支援及びAEI基礎技術をAPIとして提供。業務提携の重点分野としては「コールセンター」、「メンテナンス」、「広告・メディア」、「製造業」を想定。

当事業年度（2021年11月1日から2022年10月31日まで）における、新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明な状況が継続しております。また、海外情勢

についても、ウクライナ情勢を巡る軍事侵攻や米国金利の上昇による急激な円安等の不透明な市況が継続しております。

そのような状況において、当社の所属する業界においては、AI等の最新技術への関心が高まっており、製造業顧客及び情報通信業顧客向けのソリューションの提供を中心にプロジェクト型の契約件数等が堅調に増加した結果、売上は順調に推移いたしました。また、当年度より、業務提携先に対する「仮想人材派遣」に関連する技術情報の提供やライセンスの供与、関連事業・サービスの立上支援、API化したAEI基礎技術の提供等のサービス型の役務提供を開始し、研究開発の商用化を順次図っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は726,075千円（前期比43.0%増）、営業利益127,675千円（前期は80,570千円の営業損失）、経常利益116,353千円（前期は78,687千円の経常損失）、当期純利益は120,635千円（前期は79,217千円の当期純損失）となりました。なお、当社の事業セグメントはソリューション提供事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました企業の設備投資の総額は26,403千円であり、その主なものはAEI自社開発に係るソフトウェアとなります。

(3) 資金調達の状況

2022年10月28日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募による自己株式の処分により、総額569,250千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大による企業活動への影響は不透明な状況ではあるものの、ソリューション提供事業の需要を着実に取り込むべく積極的な事業展開を続けるとともに、組織強化と要員増強、人材育成に力を注いでまいります。人材の採用育成及びAEIや新規事業を始めとするソフトウェアの開発を推し進めることにより、継続的な成長を成し遂げてまいります。このような状況下において、以下の課題に対して対処が必要であると認識しております。

①優秀な技術陣の採用及び育成

当社では顧客の課題解決の最有力の手段は、「優秀な技術陣の採用・育成」だと捉えております。優秀な人材をインターンとして積極的に受け入れており、育成・抜擢を継続して行っております。その結果として、現時点でAIやITなどの技術系に対応できる人材の割合は大多数を占め、大学院生以上の人材も多く在籍しております。学習力に長けたメンバーが数多く在籍しており、世の中の技術的なイノベーションや法的規制等による変化が劇的になればなるほど、当社の強みが生きてくると認識

しております。また、優秀な技術陣の確保により、新たに求められる技術への追随を短期間で行うことができ、組織としての競争力を維持することが可能となります。そのため、人材の採用及び育成は当社として重要な意味をもっており、採用・育成に係る投資を継続的にしてまいります。

②営業体制の強化

顧客ニーズを明確に把握し、AIを用いて顧客の課題解決を行うためには、技術面・ビジネス面に知見の深い人材が必要となります。今後の事業の成長合わせた営業体制の維持・構築が必要となることから、技術面・ビジネス面に知見のある営業人材の積極的な採用及び営業ノウハウの仕組化への投資を行ってまいります。

③事業開発及び研究開発活動への対応

今後の持続的な成長のためには、事業開発及び研究開発への投資を積極的に行っていくことが必須であると認識しております。AEIを中心とした自社サービスの展開（サービス型）と、他社のニーズに応えたソリューション提供（プロジェクト型）のバランスをとった事業ポートフォリオの構築が必要となります。そのため、事業活動により得られた営業キャッシュフロー等を資金源として、プロジェクト型サービスを安定的に成長させつつ、AEIを用いた事業開発及び研究開発活動に積極的に資金を投資してまいります。

④健全な財務基盤の構築

優秀な人材の採用及び育成、事業開発及び研究開発活動への対応を行うために、事業資金の安定的な確保が必要不可欠であると考えております。当社のソリューション提供事業の「プロジェクト型」においては、高付加価値案件の提供により、高い売上総利益率に基いた事業開発及び研究開発等への再投資のサイクルが機能しており、資金確保については、自己資金又は営業活動によるキャッシュフローから充当していくことを基本方針としております。ただし、今後事業拡大に向けた投資資金需要に対応すべく、金融機関からの借入、エクイティファイナンス等で資金の調達していくことを検討しております。

⑤セキュリティ体制の強化

当社は案件によっては、顧客の重要情報等を取り扱うことが多くございます。そのため、当社の市場からの信頼性確保のためにも、厳重なセキュリティ体制の構築は必須であると認識しております。セキュリティ体制許可のために、より厳重性の高い開発環境の構築や社内研修等を積極的に実施する方針でございます。

⑥内部管理体制の強化

当社の今後の継続的な成長のためには、事業の成長に合わせてコーポレート・ガバナンスや内部統制、内部管理体制の積極的な強化を実施することが事業上の課題と認識しております。そのためにも、社内研修の更なる実施や、三様監査の更なる連携、内部監査の厳密化等の対応により、資金を投資していく方針でございます。

⑦SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

当社技術及びソリューションにおいて、各産業の課題解決を行うことは、SDGs（持続可能な開発目標）課題とも密接に関連していると考えております。具体的には、当社のソリューション提供事業において、「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」の課題と当社ソリューションが密接に関連していると認識しております。当社の事業活動の拡大に伴い、AIを用いて顧客の事業課題の解決を推進することにより、より深く広範にSDGs課題の解決につながると認識しており、より具体的な課題解決を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 自2019年4月1日 至2019年10月31日	第3期 自2019年11月1日 至2020年10月31日	第4期 自2020年11月1日 至2021年10月31日	(当期)第5期 自2021年11月1日 至2022年10月31日
売 上 高	87,855 千円	381,785 千円	507,617 千円	726,075 千円
当期純利益又は当期 純 損 失 (△)	10,256 千円	△27,110 千円	△79,217 千円	120,635 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	5.12 円	△12.97 円	△37.62 円	57.19 円
総 資 産	54,988 千円	304,849 千円	252,446 千円	1,019,480 千円
純 資 産	26,392 千円	206,986 千円	127,768 千円	820,269 千円
1株当たり純資産額	13.19 円	98.32 円	60.69 円	330.72 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割、2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
ソリューション提供事業	AIソリューションの開発及び提供並びに保守

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	東京都世田谷区

(9) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

従業員数	前期末比増減
64名	10名増

(注) 上記使用人数には臨時使用人56名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 2,480,200株（自己株式19,800株を除く。）
(2) 発行可能株式総数 9,500,000株
(3) 株主数 2,231名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 代 義 行	668,740 株	26.96 %
永 田 基 樹	395,800	15.96
森 遼 太	395,800	15.96
小 代 愛	178,400	7.19
株 式 会 社 ア ビ ス ト	105,200	4.24
野 呂 祥	56,300	2.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	36,700	1.48
堀 内 暢 之	27,500	1.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,000	1.01
池 下 克 彦	20,020	0.81

- (注) 1. 自己株式19,800株に関しては、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権 (2019年10月12日決議)	第3回新株予約権 (2021年1月29日決議)
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名
新株予約権の数	100個	10,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数(株)	当社普通株式 20,000株	当社普通株式 20,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり14円	1株あたり1,885円
新株予約権の行使期間	2021年10月13日 ～2029年10月12日	2023年2月2日 ～2031年1月29日
新株予約権の行使条件	(注)1	(注)2

- (注)1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ①新株予約権者は、その権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を承継することができる。この場合、当該相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に当社の定める手続きを完了しなければ、その権利行使をすることができない。なお、1個の新株予約権を分割して承継することはできない。また、新株予約権者が、新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は、新株予約権を行使できない。
- ②新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、行使期間内に当社の普通株式の発行済株式総数の50%以上が、第三者への譲渡の対象となった場合、又は行使期間内に当社が消滅会社となる合併契約、甲が吸収分割の分割会社となる会社分割契約、新設分割の分割会社となる会社分割計画、甲が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画が、当社の株主総会で承認された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合においては、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし、取締役会が特別に認めた場合及び2028年10月13日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までのこの1年間の総稼働時間数(合計後の1時間未満な分は切り捨て)を12で除した数値をNとして(ただし、Nが75未満である場合は0と扱う)、新株予約権の $(N/158) \times 20\%$ のいずれか少ない方を行使する権利(ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。)
- 基準日
- 上場日
 - 上場の日から1年を経過した日
 - 上場の日から2年を経過した日
 - 上場の日から3年を経過した日
 - 上場の日から4年を経過した日
 - 上場の日から5年を経過した日
 - 上場の日から6年を経過した日
- ④新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権の譲渡、買入れ、担保権の設定及びその他の一切の処分を行うことはできないものとする。
- ⑥その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当て契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、その権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が新株予約権を承継することができる。この場合、当該相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に当社の定める手続を経て完了しなければならない。また、新株予約権者が、1個の新株予約権を分割して承継することはできない。また、新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。
 - ② 新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、行使期間内に当社の普通株式の発行済株式総数の50%以上が、第三者への譲渡の対象となった場合、又は行使期間内に当社が消滅会社となる合併契約、甲が吸収分割の分割会社となる会社分割契約、新設分割の分割会社となる会社分割計画、甲が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画が、当社の株主総会で承認された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合においては、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行行使することができる。ただし、取締役会が特別に認めた場合及び2029年10月15日以降に行行使できない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までのこの1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）を12で除した数値をNとして（ただし、Nが75未満である場合は0と扱う）、新株予約権の $(N/158) \times 20\%$ か20%のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）
基準日
a. 上場日
b. 上場の日から1年を経過した日
c. 上場の日から2年を経過した日
d. 上場の日から3年を経過した日
e. 上場の日から4年を経過した日
f. 上場の日から5年を経過した日
g. 上場の日から6年を経過した日
 - ④ 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定及びその他の一切の処分を行うことはできないものとする。
 - ⑥ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
3. 2020年2月1日付で行った普通株式1株を普通株式100株とする株式分割、2022年4月19日付で行った普通株式1株を普通株式2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「行使価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年10月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状
小代 義行	代表取締役会長兼CEO	
森 遼太	代表取締役社長兼COO	
永田 基樹	取締役副社長	事業推進本部部長 研究開発部部長
大澤 遼一	取締役	営業部部長
浅川 耀佑	取締役CFO	
宇陀 栄次	取締役	ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長兼社長 ユビレジ株式会社 社外取締役 株式会社Yext 代表取締役会長 トランス・コスモス株式会社 社外取締役（監査等委員）
影山 泰仁	取締役	ケイジーコンサルティング株式会社 代表取締役
岡本 司	常勤監査役	
棟田 裕幸	監査役	一番町共同会計事務所 統括代表パートナー 株式会社BSM 代表取締役 インターピア株式会社 社外監査役 株式会社エントリー 社外監査役 一番町監査法人 シニアパートナー
小川 隆史	監査役	ひかり総合法律事務所 パートナー 一般社団法人日本ポストプロダクション協会監事

- (注) 1. 取締役宇陀栄次氏及び影山泰仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡本司氏、棟田裕幸氏及び小川隆史氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役宇陀栄次氏、影山泰仁氏、監査役岡本司氏、棟田裕幸氏及び小川隆史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役棟田裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、役員報酬規程を定めております。当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2021年10月21日であり、決議内容は報酬限度額を年額75,600千円以内（定款で定める取締役の員数は10名以内。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名。）、監査役は2021年10月21日であり、決議内容は報酬限度額を年額7,200千円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名。）であります。

②取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬額につきましては、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、代表取締役会長が業務全般を統括していることから、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役会長小代義行に一任しており、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、役員報酬規程に基づき取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役会にて協議の上決定しております。なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	65,146 (4,800)	65,146 (4,800)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役（うち社外監査役）	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (3)

5. 社外役員に関する事項

① 社外役員と重要な兼職先と当社との関係

役職名	氏名	兼職先名	兼職先での役職員就任状況	兼職先と当社との関係
取締役 (社外)	宇陀 栄次	ユニファイド・サービス株式会社	代表取締役会長兼社長	特別な取引等はありません。
		ユビレジ株式会社	社外取締役	特別な取引等はありません。
		株式会社Yext	代表取締役会長	特別な取引等はありません。
		トランス・コスモス株式会社	社外取締役(監査等委員)	特別な取引等はありません。
取締役 (社外)	影山 泰仁	ケイジーコンサルティング株式会社	代表取締役	特別な取引等はありません。
監査役 (社外)	棟田 裕幸	一番町共同会計事務所	統括代表パートナー	特別な取引等はありません。
		株式会社B S M	代表取締役	特別な取引等はありません。
		インターピア株式会社	社外監査役	特別な取引等はありません。
		株式会社エントリー	社外監査役	特別な取引等はありません。
		一番町監査法人	シニアパートナー	特別な取引等はありません。
監査役 (社外)	小川 隆史	ひかり総合法律事務所	パートナー	特別な取引等はありません。
		一般社団法人日本ポストプロダクション協会	監事	特別な取引等はありません。

② 社外取締役の取締役会への出席状況及び発言状況

役職名	氏名	取締役会への出席状況及び発言状況
取締役 (社外)	宇陀 栄次	宇陀氏は当事業年度に開催された16回の取締役会すべてに出席しております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、組織マネジメントの観点を中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (社外)	影山 泰仁	影山氏は当事業年度に開催された16回の取締役会すべてに出席しております。コンサルタントとしての豊富な経営経験を活かし、客観的な立場から、企業経営または専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

③ 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

役職名	氏名	取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
常勤 監査役 (社外)	岡本 司	岡本氏は当事業年度に開催された16回の取締役会、16回の監査役会すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として、長年の監査経験に基づき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 (社外)	棟田 裕幸	棟田氏は当事業年度に開催された16回の取締役会のうち15回、16回の監査役会のうち15回に出席しております。取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、主に財務経理に関する内容につき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 (社外)	小川 隆史	小川氏は当事業年度に開催された16回の取締役会、16回の監査役会すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、主に法務・コンプライアンスに係る内容につき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理・法令を遵守するため、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することを徹底する。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を設けるなど必要な社内の体制を整備する。
- ② 取締役及び使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定する。
- ③ 内部通報制度に関する規定を設けた「内部通報規程」を制定し、法令や定款に違反またはその恐れのある事実の早期発見に努める。
- ④ 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

(イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び代表取締役、取締役、経営会議等に委任される事項を規定する。
- ② 取締役会または代表取締役、取締役が決定する重要事項について、経営会議において事前協議を行う。
- ③ 「稟議規程」に基づき各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

(ウ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報の扱いについて、規程を整備し、適切に保存・管理する。

(エ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、コンプライアンス・リスク管理委員会を社内に設置する。
- ② 法令、または取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行うため、財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

(オ) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
- ② 内部通報制度の窓口及びコンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ③ 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない。

(カ) 監査役職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに費用等を支弁する。

(キ) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の求めがある場合、職務を補助すべき使用人を置く。
- ② 当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査業務を補助する。
- ③ 当該使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(ク) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。
- ② 監査役は、監査役間で分担の上、取締役や経営陣とのミーティング、事業所や拠点への往査を定期的実施する。

(ケ) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たないことを基本方針とし、取締役、及び監査役並びに使用人に方針を周知徹底する。
- ② 反社会的勢力による被害を防止するために、警察等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応するとともに、不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催し、法令、定款で定められた事項及び取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。また、迅速な経営上の意思決定を行う必要が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。なお、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名の社外監査役で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。また、緊急に協議すべき課題等が生じた場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催することとなっております。また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役2名、常勤取締役3名及び部長3名の合計8名で構成されており、原則として毎週1回定期的に開催し、取締役会決議事項等の事前審議、業務執行方針の協議、業務執行状況の情報共有を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席し、取締役及び各部長の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

d. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役7名、監査役3名及び部長3名の合計13名で構成されており、原則として四半期に1回開催し、コンプライアンス・リスク管理について協議検討しております。

e. 内部監査担当

当社の内部監査は、代表取締役会長兼CEOから命を受け、経営管理部が担当し、経営管理部長が監査責任者を務めております。ただし、経営管理部の監査に関しては、会長が指名した者を内部監査責任者としております。内部監査責任者は、原則として年度初めに当社におけるリスク要因、各部門の管理状況を考慮した基本計画を立案し、内部監査を実施後、監査報告書を作成し、代表取

取締役会長兼CEOに提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役会長兼CEOと内部監査責任者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査責任者は速やかに被監査部門の長に対して会長名にて改善命令を出します。その後の改善状況については、被監査部門の長が内部監査責任者を經由して代表取締役会長兼CEOに改善状況に関する報告書を提出し、内部監査責任者が改善処置実施状況を確認します。

f. 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金の使途につきましては、将来の収益力の強化を図るため、研究開発投資及び優秀な人材を確保するための採用教育費用として有効に活用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当基準日は、期末配当は10月末日、中間配当は4月末日、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	947,851	流動負債	199,211
現金及び預金	805,616	未払金	22,096
売掛金及び契約資産	127,585	未払費用	84,896
前払費用	13,771	未払法人税等	48,053
その他	877	契約負債	495
		預り金	9,064
固定資産	71,629	未払消費税等	34,605
有形固定資産	2,936		
建物	2,258	負債合計	199,211
工具器具備品	677	(純資産の部)	
無形固定資産	27,381	株主資本	820,269
ソフトウェア仮勘定	4,824	資本金	100,000
ソフトウェア	20,322	資本剰余金	677,862
営業権	2,234	資本準備金	99,100
投資その他の資産	41,311	その他資本剰余金	578,762
長期前払費用	2,036	利益剰余金	42,415
繰延税金資産	29,098	その他利益剰余金	42,415
その他	10,176	繰越利益剰余金	42,415
		自己株式	△8
資産合計	1,019,480	純資産合計	820,269
		負債・純資産合計	1,019,480

損 益 計 算 書

(2021年11月 1 日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		726,075
売 上 原 価		284,230
売 上 総 利 益		441,845
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		314,169
営 業 利 益		127,675
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24	24
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	
上 場 関 連 費 用	11,321	11,347
経 常 利 益		116,353
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,128	20,128
税 引 前 当 期 純 利 益		136,481
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,053	
法 人 税 等 の 還 付 額	△1,727	
法 人 税 等 調 整 額	△30,481	15,845
当 期 純 利 益		120,635

株主資本等変動計算書

(2021年11月 1 日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	99,100	9,998	109,098	△80,835	△80,835
会計方針の変更による累積的影響額					2,614	2,614
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	99,100	9,998	109,098	△78,220	△78,220
当期変動額						
当期純利益					120,635	120,635
自己株式の消却			△317	△317		
自己株式の処分			569,081	569,081		
当期変動額合計			568,763	568,763	120,635	120,635
当期末残高	100,000	99,100	578,762	677,862	42,415	42,415

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△495	127,768	127,768
会計方針の変更による累積的影響額		2,614	2,614
会計方針の変更を反映した当期首残高	△495	130,383	130,383
当期変動額			
当期純利益		120,635	120,635
自己株式の消却	317	-	-
自己株式の処分	168	569,250	569,250
当期変動額合計	486	689,885	689,885
当期末残高	△8	820,269	820,269

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物附属設備・・・定額法

工具器具備品・・・定率法

② 無形固定資産

営業権・・・定額法

ソフトウェア・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具器具備品 3年～5年

営業権 3年

ソフトウェア 3年

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ソリューション提供事業プロジェクト型

① 準委任契約に基づく役務提供

AIアルゴリズムを顧客の業務・システムに実装するソリューションを提供しており、準委任契約に基づくサービスの提供が履行義務となります。準委任契約の履行義務は、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。なお、対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

② 請負契約に基づく役務提供

AIアルゴリズムを実装したプロダクトを販売するサービスを提供しており、当該サービスの提供が履行義務となります。請負契約及び一部の準委任契約については、顧客との契約における義務を履行することにより、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一

定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定に関しては、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき合理的に測定し、測定された進捗度に応じて収益を認識しております。

ソリューション提供事業サービス型

サービス型については、業務提携先に対する「仮想人材派遣」関連技術に関する技術情報の提供や開発ライセンス・利用ライセンスの供与や関連事業・サービスの立上支援及びAEI基礎技術をAPIとして提供しており、顧客に対する知的財産のライセンスの供与が履行義務となっております。契約上、知的財産を使用する権利を顧客に付与する場合は、一定の期間にわたり充足される履行義務として処理し、ライセンス期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、プロジェクト型の一部の案件にかかる収益認識について、納品時に一括で収益を認識する方法としておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は7,487千円減少、売上原価は3,490千円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,997千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,614千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上した項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する判断

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	29,098千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響を含めた今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(2) 請負契約に基づく役務提供に係る開発原価総額の見積りについて

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	726,075千円
契約資産	24,218千円

② その他の情報

(a) 算出方法

顧客仕様のソフトウェア開発など成果物を移転する履行義務は、顧客との契約における義務を履行することにより、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定に関しては、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき合理的に測定し、測定された進捗度に応じて収益を認識しております。

(b) 主要な仮定

請負契約に基づく役務提供は、個性が強くて、開発は顧客の要求仕様に基づいて行われることから、見積原価総額に関しては画一的な判断尺度を得られにくいので、案件ごとに顧客の要求仕様に基づき、開発等のために必要となる作業内容及び工数を見積もることにより行っております。これらの見積りは、システム構築及びプロジェクトマネジメントに関する専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャー等により個別に行っております。

(c) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度末における予想される開発原価の合計は将来時点において変動する可能性があり、その場合その累積的影響額が売上高又は売上原価の増減を通じて将来の計算書類に影響いたします。当社は見積原価総額を継続的に見直し、必要と考える場合に調整を行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,487千円
----------------	---------

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,500,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 19,800株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 38,640株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	16,942	千円
減価償却超過額	2,513	
事業税	4,891	
資産除去債務	1,556	
研究開発費	16,269	
繰延税金資産小計	42,175	
評価性引当額	△13,076	
繰延税金資産合計	29,098	

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては、短期的な預金に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため注記を省略しております。また、「売掛金及び契約資産」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから記載を省略しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、「ソリューション提供事業」の単一セグメントとなっております。

	ソリューション提供事業	
	売上高	売上比率
継続的な顧客への売上	513,652千円	70.7%
その他売上	212,423 〃	29.3 〃
顧客との契約から生じる収益	726,075 〃	100.0 〃
合計	726,075 〃	100.0 〃

(注) 直近会計期間までに4四半期会計期間以上連続で売上を計上している顧客への、4四半期目以降の売上を継続的な顧客への売上として分類し、それ以外の顧客への売上をその他売上として分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	43,898
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	103,366
契約資産(期首残高)	44,260
契約資産(期末残高)	24,218
契約負債(期首残高)	2,475
契約負債(期末残高)	495

契約資産は主に、請負契約について期末日時点で進捗があるものの未請求の開発に係る対価に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客の検収をもって請求し受領しております。契約負債は主に、保守契約の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 330円72銭

1株当たり当期純利益 57円19銭

(注) 当社は2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年12月14日開催の取締役会において、2023年1月25日に開催予定の第5期定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

今後の当社における資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額100,000,000円を90,000,000円減少して10,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日 2022年10月14日

定時株主総会 2023年1月25日（予定）

債権者異議申述最終日 2023年1月29日（予定）

効力発生日 2023年2月1日（予定）

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社 pluszero

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金野広義

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木浩一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 pluszeroの2021年11月1日から2022年10月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月21日

株式会社pluszero 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 岡本 司 印

社外監査役 棟田 裕幸 印

社外監査役 小川 隆史 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものがあります。なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 減少する資本金の額

当社の資本金の額100,000,000円のうち90,000,000円を減少し、減少額全てをその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円とするものであります。

2. 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少するものであり、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年2月1日を予定しております。

第2号議案 取締役7名選任の件

当社取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任（7名全て再任）をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 おじろよしゆき 小代 義行 (1971年12月28日)	1995年4月 株式会社NTTデータ通信 入社 2000年1月 マイクロソフト株式会社 入社 2001年6月 株式会社インスパイア 入社 2003年4月 株式会社ユニーク設立 代表取締役 2010年8月 株式会社ユニプロ設立 代表取締役 2010年8月 株式会社志塾設立 代表取締役 2014年5月 株式会社LIVE with G設立 代表取締役 2016年3月 株式会社LIVE with G 代表取締役 2016年4月 株式会社AMU設立 代表取締役 2016年4月 株式会社priceless設立 代表取締役 2020年3月 当社 入社 2020年6月 当社 代表取締役 2020年10月 当社 代表取締役会長兼CEO（現任）	686,340
2	再任 もりりょうた 森 遼太 (1988年4月30日)	2016年4月 株式会社LIVE with G 代表取締役就任 2016年4月 株式会社priceless設立代表取締役 2017年6月 株式会社automate設立 代表取締役 2018年7月 当社設立 代表取締役社長 2020年10月 当社 代表取締役社長兼COO（現任）	413,400
3	再任 ながたもとぎ 永田 基樹 (1989年11月30日)	2017年3月 株式会社priceless 代表取締役 2017年6月 株式会社automate設立 代表取締役 2018年8月 株式会社formalogic設立 代表取締役 2019年6月 当社 代表取締役 2020年10月 当社 代表取締役辞任 2020年11月 当社 取締役副社長兼事業推進本部部長兼営業部部長 2021年2月 当社取締役副社長兼事業推進本部部長兼研究開発部部長（現任）	413,400

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
4	再任 おおさわりょういち 大澤 遼一 (1991年10月21日)	2016年4月 2021年1月 2021年2月 2022年11月	株式会社野村総合研究所 入社 当社 入社 当社 取締役営業部部长 当社 取締役ソリューション開発本部部长 営業部部长 (現任)	-
5	再任 あさかわようすけ 浅川 耀佑 (1997年8月2日)	2019年6月 2020年11月 2021年9月 2022年11月	当社 取締役 当社 取締役CFO兼経営管理部部长 当社 取締役CFO 当社 取締役CFOコーポレート推進本部部长 (現任)	-
6	再任 うだえいじ 宇陀 栄次 (1956年8月3日)	1981年4月 1999年1月 2001年1月 2004年3月 2004年4月 2012年4月 2014年6月 2016年3月 2016年4月 2016年6月 2017年9月 2017年12月 2018年4月 2018年6月 2019年1月 2020年11月 2021年10月	日本アイ・ピー・エム株式会社入社 同社理事情報サービス産業事業部部长 ソフトバンク・コマース株式会社 (現ソフトバンク株式会社) 代表取締役社長 salesforce. com, Inc. Senior Vice President 株式会社セールスフォース・ドットコム (現 株式会社セールスフォース・ジャパン) 代表取締役社長 salesforce. com, Inc. Executive Vice President キャノンマーケティングジャパン顧問 ユニファイド・サービス株式会社代表取締役会長 フォー・ユー・ライフケア株式会社代表取締役社長 トランス・コスモス株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任) 株式会社Yext代表取締役会長兼CEO ユニファイド・サービス株式会社代表取締役会長兼社長 フォー・ユー・ライフケア株式会社取締役会長 ユニファイド・サービス株式会社代表取締役会長 (現任) ユビレジ株式会社 社外取締役 (現任) 株式会社Yext代表取締役会長 (現任) 当社 社外取締役就任 (現任)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	再任 かげやますひと 影山 泰仁 (1956年4月29日)	<p>1980年4月 アーサー・アンダーセン（現アクセンチュア株式会社）入社</p> <p>1986年11月 スイスユニオン信託銀行入社</p> <p>1990年6月 Deloitte Tohmatsu Consulting（現アビームコンサルティング株式会社）入社</p> <p>2002年4月 名古屋商科大学大学院非常勤講師（MBA Program）</p> <p>2004年8月 ケイジーコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役</p> <p>2004年10月 BearingPoint（現PwCコンサルティング合同会社）入社</p> <p>2008年7月 ケイジーコンサルティング株式会社取締役</p> <p>2006年6月 Protiviti Japan入社</p> <p>2009年1月 株式会社シグマクス入社</p> <p>2015年3月 ウイングアーク1st株式会社入社</p> <p>2018年11月 ケイジーコンサルティング株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2021年10月 当社 社外取締役就任（現任）</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宇陀栄次氏及び影山泰仁は社外取締役候補者であります。
3. 宇陀栄次氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営に関する豊富な知見・経験を有しており、客観的な立場から、企業経営または専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づく監督、監査、助言等を行うことで、当社の中長期的成長戦略や、業務執行体制の改善強化等への必要な監督、監視、助言を通じ、当社取締役会の実効性向上及び当社グループのコーポレート・ガバナンスを健全に機能させていただけるものと判断し、選任しております。
4. 影山泰仁氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、コンサルタントとしての豊富な経営経験を活かし、客観的な立場から、企業経営または専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づく監督、監査、助言等を行うことで、当社の中長期的成長戦略や、業務執行体制の改善強化等への必要な監督、監視、助言を通じ、当社取締役会の実効性向上及び当社グループのコーポレート・ガバナンスを健全に機能させていただけるものと判断し、選任しております。
5. 宇陀栄次氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年3か月です。
6. 影山泰仁氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年3か月です。
7. 当社は、宇陀栄次氏及び影山泰仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 当社は、宇陀栄次氏及び影山泰仁氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

以上

